**マイナンバーの提出のお願い**

**マイナンバーの通知書が10月よりお手元に届きます。**

制度開始に先立って、お手元にマイナンバー通知カードが届きましたら、速やかにマイナンバー担当◯◯までご提出願います。

お預かりしたマイナンバーは、以下の手続きにのみ使用いたします。マイナンバーは、適切な安全措置をもって管理いたします。

* 源泉徴収票の作成
* 健康保険の届出
* 厚生年金の届出
* 雇用保険の届出
* 労働保険の届出
* 国民年金第3号被保険者の届出

◯◯株式会社

マイナンバー担当　◯◯